



国情議収第3号
令和2年6月9日

国立市長 永見 理夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会
会長 原田 泰孝



答 申 書

令和2年5月12日付け国政経発第121号により諮問のありました下記事項について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記

1 諮問事項

- (1) 特別定額給付金業務を行うに当たり、条例第8条第3項第7号の規定により、施設入所等児童等の情報（他の自治体から住民登録を異動せず国立市内の施設等に入所等している者に限る。）を他の自治体から収集すること、並びに同条第4項の規定により本人以外の者から収集を行った場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことについて
- (2) 特別定額給付金業務を行うに当たり、条例第9条第1項第4号の規定により、しょうがいしゃ支援課が保有する虐待等により施設等に入所措置等が採られている障害者の情報、高齢者支援課が保有する虐待等により施設等に入所措置等が採られている高齢者の情報及び子育て支援課が保有する施設入所等児童等の情報（それぞれ入所施設等に住民登録をしていない者に限る。）を利用し、又は他の自治体へ提供すること、並びに同条第4項の規定により目的外利用等を行った場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことについて
- (3) 特別定額給付金業務システム導入による、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について

2 当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、可とするとの結論に達しました。

(付言) 個人情報の取扱いについて、適切に管理・運用されるよう努められたい。特に、保存期間の経過後は確実に情報を破棄されたい。